



【東京家庭裁判所委員会 委員】  
奥原 玲子 Okuhara Reiko  
(第一東京弁護士会) (52期)

# 東京家庭裁判所委員会報告

## 「面会交流について」

令和5年6月21日、東京家庭裁判所委員会が開催されました。今回のテーマは「面会交流について」です。

### 1 裁判所からの報告

まず、東京家裁における面会交流調停の運用について、裁判官から、面会交流の意義、手続に続けて次のような説明がありました。

- ①面会交流事件の申立件数が増加していること（東京家裁：平成23年 調停878件、審判166件→令和3年 調停1689件、審判326件）
- ②平成23年改正で面会交流が明文化され(民法766条)、「子の利益」を最も優先して考慮しなければならないとされており、適切な面会交流は、基本的には子の健全な成長に有益であるが、別居親の子への暴力等、子の利益に反する場合もあるため、個々のケースごとに、慎重に見極める必要があること
- ③現在の面会交流調停事件の運営モデル（令和元年11月、東京家裁面会交流PT提案）のポイントは、子の利益を最優先に、先入観を持たずニュートラル・フラットな立場で臨むこと、円環的な検討・調整、基本的なステップ（検討の順序を整理）、子を巡る一切の事情の聴取（安心・安全が最重要）、適度なスピード感であること
- ④面会交流事件の特徴及び継続的・安定的な実施のため、調停での合意形成が極めて重要であること
- ⑤直接交流の方法、面会交流支援機関（法務省ウェブサイトに一覧表掲載）の利用について
- ⑥間接交流の機能、方法
- ⑦家裁調査官の関与は、期日への立会及び期日間調査（当事者の意向調査、家庭訪問、学校等からの聞き取り、子の意向・心情の調査、試行的面会交流の観察）であること

次に、調査官から、東京家裁内に2つある児童室は、比較的幼い子の心情調査や試行的面会交流に利用する等の説明がありました。

### 2 児童室見学

児童室は靴を脱いで様々な玩具で遊べる空間で、試行的面会交流では、様子を隣室からマジックミラーで観察でき

るようになっており、また、児童室の天井に2つカメラがあり、隣室及びその隣の別室で、映像と音声モニターで確認できるようになっていました。

### 3 意見交換

委員から児童室の使用件数の質問があり、調査官より、直近3ヶ月の平均で児童室1室を1ヶ月につき10回前後使用したとの回答がありました。

次に、養育費等の支払いがないのに面会交流の要請がある場合の取扱いについて、裁判官から、養育費支払い要請を行うとともに、面会交流の実施を妨げる事情がなければ実施の方向へ調整するという趣旨の説明がありました。

また、面会交流事件増加の理由についての質問があり、平成23年の民法766条改正に際し国会で議論された影響もあること、子を育てたい意識を持つ親の増加、交代で監護する形で面会交流を希望する事例の増加が指摘されていました。

子の意向がどのくらい心情調査に影響するかについて、調査官からは、子の心情調査では、子の言葉と態度だけで評価するわけではなく、環境や特性等様々な要素を考慮する、ある程度成長した子は言葉で表現できるが、言葉だけでなく目線・抑揚、それまでの態度、背景事情等を総合して慎重に評価するとの回答がありました。調査官は行動科学の専門的見地から観察し、その観察眼を裁判官も信頼しているとのことでした。

また、調停委員は児童室における子の観察に立ち会わないのかとの質問について、子の観察は調査官の専門性を伴う客観的フィルターを通して行われ、裁判官と調停委員はその報告を受け取るとの説明がありました。

### 4 次回のテーマ

次回令和5年11月22日のテーマは「家庭裁判所の採用広報について」となりました。

※地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号 03-3581-2259）までご連絡ください。